令和６年度「社会課題解決型ビジネス創業支援事業」公募要領

１．目的

　社会課題解決につながる革新的なビジネスプランを有し、石川県内で起業する意欲を持つ方を全国から募集し、飛躍的な成長が期待できる起業家を認定したうえで、集中的に支援することで、地域経済の活性化及び地方創生の実現を図ります。

２．応募資格

以下の（１）～（６）のすべてに該当する方

（１）公募事業年度の終了時点（３月３１日）において原則４０歳以下の方

（２）次の（Ａ）または（Ｂ）に該当する方

（Ａ）石川県内において、公募事業年度の開始時点（４月１日）創業後５年以内の方（子会社等実質的に他の支配下にある者や第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者等が業態転換、新分野進出、その振替と認められる事業を行うこと等）は対象外）

（Ｂ）石川県内において、公募開始後１年以内に創業予定の方

（３）石川県内に居住地及び事業拠点を置く方

（「居住地を置く」とは生活の本拠と一致する住民票の登録(法人代表者も含む)であり、「事業拠点を置く」とは、法人登記の本店所在地又は個人事業主の開業の届出を石川県内で行うことをいう。）

（４）法令遵守上の問題を抱えていない方

（５）応募者又は設立する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有していない方

（６）応募者が未成年の場合、法定代理人の同意を得ている方

※上記における「法人」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する「中小企業者」を指します。

３．対象事業

社会課題解決に向け、申請者（法人の場合は代表者個人）自らが主体となって石川県内に

おいて地域経済の活性化及び地方創生の実現を図る事業。なお、以下に例示する社会課題に限りません。

（ａ）地域活性化関連事業

（ｂ）まちづくりの推進事業

（ｃ）過疎地域等活性化関連事業

（ｄ）買物弱者支援事業

（ｅ）地域交通支援事業

（ｆ）社会教育関連事業

（ｇ）子育て支援事業

（ｈ）環境・エネルギー関連事業

（ｉ）医療・介護関連事業

（ｊ）社会福祉関連事業

（ｋ）困窮若者への教育・就労支援事業

４．応募方法

下記ホームページからビジネスプラン記載シート（別記様式第１号）をダウンロードし、ご提出ください。

・募集期間：令和６年７月１日（月）～１０月３１日（木）１５時【必着】

・提出方法： e-mail、郵送、事務局への持込

・提 出 先：公益財団法人石川県産業創出支援機構

成長プロジェクト推進部　スタートアップ支援課（事務局）

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地　石川県地場産業振興センター新館2階

　 　　　 TEL：076-267-6291

e-mail：bijicon@isico.or.jp

ホームページ：https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41170861.html

※提出いただいたビジネスプラン記載シートは返却しかねますので、ご了承ください。

５．スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 応募開始日 | 令和６年７月１日（月） |
| 応募締切日 | 令和６年１０月３１日（木）【必着】 |
| 審査期間 | 令和６年１１月中旬～１２月上旬 |
| 書類審査結果通知 | 令和６年１２月中旬 |
| 発表者（３社程度）のブラッシュアップ | 令和６年１２月～令和７年１月 |
| 審査会（非公開） | 令和7年１月下旬～2月上旬 |

６．審査方法

応募書類の提出があった方について、以下の審査を行います。

（１）応募書類の審査

要件確認：応募資格の要件を満たしているかを確認します。

（２）書類審査（非公開）

ビジネスプランを「社会課題解決への貢献」、「地域需要や雇用創出」、「地域の強みの活用」、「地域経済の活性化」「事業の継続性」等の観点から書類選考します。

（３）応募者のプレゼンテーションによる審査会（非公開）

書類審査を通過した方が、審査会においてプレゼンテーションを行い、企業経営者等の外部有識者で構成する審査会で、認定者を決定します。

７．認定者への支援内容

認定者1名に創業支援補助金（計５００万円以内）を交付します。

（１）補助率及び補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助金の額 |
| 交付初年度 | ４/５以内 | ２５０万円以内 |
| 交付２年度目 | ５００万円から初年度目の補助金額を差し引いた額の範囲内 |

（２）補助対象経費

※交付決定前に発注・契約したものについては対象外です。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 原材料費 | 直接使用する原料、材料の購入に要する経費 |
| 機械装置費 | 機械装置又は工具器具の購入、試作、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 |
| 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 |
| 材料・消耗品費 | 材料及び消耗品の購入に要する経費 |
| 産業財産権導入費 | 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）などの知的財産権などを取得するために要する経費 |
| 外注加工費 | 外注加工に要する経費 |
| 不動産賃借費 | 補助事業を実施するために必要不可欠な土地及び建物の借用費 |
| 事務費 | 補助事業に要する事務費（会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、水道光熱費、旅費交通費等であって理事長が必要と認めた経費）補助事業の実施上直接必要のない経費は除く |
| 直接人件費 | 事業に直接関与する者の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当、社会保険料を含む） |
| マーケティング費 | 補助事業のマーケティングに要する経費（展示会、見本市への出展経費、広告宣伝費、調査費等であって理事長が必要と認めた経費） |
| 技術・経営指導費 | 外部の技術又は経営の指導員・講師等に支払う謝金 |
| 委託費 | 事業の委託に要する経費 |
| その他の経費 | 上記に掲げるもののほか、特に理事長が必要と認めた経費 |

（３）補助対象外経費

・石川県外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費

・店舗設置に伴う許認可のために官公署へ支払われる費用

・汎用性があり、対象事業以外にも使用できる可能性が高いもの（パソコン等）

・消費税及び地方消費税、銀行振込に係る手数料

８．認定者への通知

・認定者1名に交付決定通知書を交付します。

・認定に付された条件に不服があり、応募を取り下げる場合は、認定を受けた日から１０日以内に、その旨を記載した、変更（中止、廃止）承認申請書をご提出ください。

９．認定された場合の留意事項

・認定に係る式典や会議への出席及び事業概要のプレゼン等をお願いする場合があります。

・企業名、住所、電話番号、代表者名、事業内容等を公表する場合があります。

・特別なノウハウや秘密事項は、あらかじめ法的保護を行うなど、自身の責任でご対応ください。

・別途、補助金交付に係る手続きが必要です。

・補助事業の成果について、報告をお願いすることがあります。

・認定を受けた日から１年以内に、居住地及び法人登記の本店登記所在地又は個人事業の開業の届出を石川県内で行ってください。

・補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る金額を助成対象外とする場合があります。

・事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、当機構が実地検査に入ることがあります。

・応募資格等への違反または虚偽の事実があった場合には失格あるいは認定を取り消す場合があります。